

公印省略

2 交通第146号
令和2年4月23日

県内バス事業者の長 殿

福岡県企画・地域振興部長
(福岡県バス対策協議会長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う路線バスの運行計画変更に係る 福岡県バス対策協議会の運営手続きについて（通知）

平素から、地域公共交通の確保・維持に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた外出自粛要請等による利用者の減少を踏まえ、バス事業者が事業継続のため路線の休止や減便を行う際、九州運輸局が柔軟に対応していることから、当協議会運営要領（以下、要領という）に定める取扱いについて、当面の間、下記の通りとします。

記

1 要領第2条：バス事業者が路線を休止する際の申し出

原則としてこれまでどおり、6月前までの届け出に先立って県協議会会長へ申し出るものとする。ただし、知事の要請・指示による路線の休止においてはこの限りではない（下記4の取扱を参照）。

2 要領第4条：輸送サービス内容の変更（減便等）

（国または地方公共団体（県や市町村）の補助を受けて運行している路線）

新型コロナウイルス感染症の影響による運行計画の変更（減便等）で、実施予定日の30日前（または7日前及びそれより短縮された日）までに国へ届け出たものについては、要領第4条第1項に定める6月前までの県協議会会長への申し出を省略することができる。

申し出を省略する際は、国へ提出した届出書の写しを県協議会会長に提出すること。

3 要領第5条：運行回数の大幅な削減

（停車回数の半減または停車回数が10回未満となる停留所の発生）

新型コロナウイルス感染症の影響による運行計画の変更については、要領第5条第1項に定める県協議会会長への申し出を省略することができる。

申し出を省略する際は、国へ提出した届出書の写しを県協議会会長に提出すること。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく知事の要請・指示による路線の休止等

県協議会会長への申し出を省略する。ただし、実施しようとする路線の休止等の内容を、事前に県協議会会長へ報告すること。

5 適用

- ・本取扱いについては、令和2年4月7日から当面の間とする。
- ・取扱いの終期は、県バス対策協議会会長から別途通知する。

6 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく減便・運休する場合、利用者の利便に十分配慮するとともに、利用者、関係者への周知及び情報提供に努めること。
- ・なお、これらの取扱いは、新型コロナウイルスの影響下による特例的な手続きであるため、コロナウイルス終息後は従前の手続きに復帰するものとする。

■ 県バス対策協議会事務局
福岡県企画・地域振興部交通政策課
交通総務係 成田
(〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7)
TEL:092-643-3166
FAX:092-643-3227
Email: kousei@pref.fukuoka.lg.jp

県内市町村長 殿
(交通政策担当部局)

福岡県企画・地域振興部長
(福岡県バス対策協議会長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う路線バスの運行計画変更に係る
福岡県バス対策協議会の運営手続きについて (通知)

平素から、地域公共交通の確保・維持に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた外出自粛要請等による利用者の減少を踏まえ、バス事業者が事業継続のため路線の休止や減便を行う際、九州運輸局が柔軟に対応していることから、当協議会運営要領（以下、要領という）に定める取扱いについて、当面の間、下記の通りとします。

記

1 要領第 2 条：バス事業者が路線を休止する際の申し出

原則としてこれまでどおり、6 月前までの届け出に先立って県協議会会長へ申し出るものとする。ただし、知事の要請・指示による路線の休止においてはこの限りではない（下記 4 の取扱を参照）。

2 要領第 4 条：輸送サービス内容の変更（減便等）

（国または地方公共団体（県や市町村）の補助を受けて運行している路線）

新型コロナウイルス感染症の影響による運行計画の変更（減便等）で、実施予定日の 30 日前（または 7 日前及びそれより短縮された日）までに国へ届け出たものについては、要領第 4 条第 1 項に定める 6 月前までの県協議会会長への申し出を省略することができる。

申し出を省略する際は、国へ提出した届出書の写しを県協議会会長に提出すること。

3 要領第 5 条：運行回数の大幅な削減

（停車回数の半減または停車回数が 10 回未満となる停留所の発生）

新型コロナウイルス感染症の影響による運行計画の変更については、要領第 5 条第 1 項に定める県協議会会長への申し出を省略することができる。

申し出を省略する際は、国へ提出した届出書の写しを県協議会会長に提出すること。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく知事の要請・指示による路線の休止等

県協議会会長への申し出を省略する。ただし、実施しようとする路線の休止等の内容を、事前に県協議会会長へ報告すること。

5 適用

- ・本取扱いについては、令和2年4月7日から当面の間とする。
- ・取扱いの終期は、県バス対策協議会会長から別途通知する。

6 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく減便・運休する場合、利用者の利便に十分配慮するとともに、利用者、関係者への周知及び情報提供に努めること。
- ・なお、これらの取扱いは、新型コロナウイルスの影響下による特例的な手続きであるため、コロナウイルス終息後は従前の手続きに復帰するものとする。

■県バス対策協議会事務局
福岡県企画・地域振興部交通政策課
交通総務係 成田
(〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7)
TEL:092-643-3166
FAX:092-643-3227
Email: kousei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県バス対策協議会委員

九州運輸局自動車交通部長

九州運輸局福岡運輸支局長

福岡県市長会会長

福岡県町村会会長

一般社団法人福岡県バス協会長

殿

福岡県企画・地域振興部長
(福岡県バス対策協議会長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う路線バスの運行計画変更に係る
福岡県バス対策協議会の運営手続きについて（通知）

平素から、地域公共交通の確保・維持に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた外出自粛要請等による利用者の減少を踏まえ、バス事業者が事業継続のため路線の休止や減便を行う際、九州運輸局が柔軟に対応していることから、当協議会運営要領（以下、要領という）に定める取扱いについて、当面の間、下記の通りとします。

記

1 要領第 2 条：バス事業者が路線を休止する際の申し出

原則としてこれまでどおり、6 月前までの届け出に先立って県協議会会長へ申し出るものとする。ただし、知事の要請・指示による路線の休止においてはこの限りではない（下記 4 の取扱を参照）。

2 要領第 4 条：輸送サービス内容の変更（減便等）

（国または地方公共団体（県や市町村）の補助を受けて運行している路線）

新型コロナウイルス感染症の影響による運行計画の変更（減便等）で、実施予定日の 30 日前（または 7 日前及びそれより短縮された日）までに国へ届け出たものについては、要領第 4 条第 1 項に定める 6 月前までの県協議会会長への申し出を省略することができる。

申し出を省略する際は、国へ提出した届出書の写しを県協議会会長に提出すること。

3 要領第5条：運行回数の大幅な削減

(停車回数の半減または停車回数が10回未満となる停留所の発生)

新型コロナウイルス感染症の影響による運行計画の変更については、要領第5条第1項に定める県協議会会長への申し出を省略することができる。

申し出を省略する際は、国へ提出した届出書の写しを県協議会会長に提出すること。

4 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく知事の要請・指示による路線の休止等

県協議会会長への申し出を省略する。ただし、実施しようとする路線の休止等の内容を、事前に県協議会会長へ報告すること。

5 適用

- ・本取扱いについては、令和2年4月7日から当面の間とする。
- ・取扱いの終期は、県バス対策協議会会長から別途通知する。

6 その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく減便・運休する場合、利用者の利便に十分配慮するとともに、利用者、関係者への周知及び情報提供に努めること。
- ・なお、これらの取扱いは、新型コロナウイルスの影響下による特例的な手続きであるため、コロナウイルス終息後は従前の手続きに復帰するものとする。

■県バス対策協議会事務局
福岡県企画・地域振興部交通政策課
交通総務係 成田
(〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7)
TEL:092-643-3166
FAX:092-643-3227
Email: kousei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県バス対策協議会運営要領 対照表

要領該当条項	通常期間	特別措置期間 (新型コロナウイルスの影響によるもの)
<p><第2条> 路線の休止</p>	<p>(県への申し出) ・ 休止予定日の6月前まで (申し出の省略) ・ 同条第4項に該当する場合 →国へ提出した届出書の写しを 県へ提出</p>	<p>・ 左記のとおり ・ ただし、法に基づく知事の要 請・指示による休止については この限りではない(表内参照)。</p>
<p><第4条> 国又は地方公共団体の補助を受けて運行している路線の輸送サービス内容の変更(減便等)</p>	<p>(県への申し出) ・ 変更予定日の6月前まで (申し出の省略) ・ 第4条第3項に該当する場合 →第1項に定める必要書類及び 関係市町村の同意書の写しを 県へ提出。</p>	<p>・ 実施予定日の30日前(または 7日前及びそれより短縮された 日)までに国へ届け出たもの については、県への申し出を省略 できる。 →国へ提出した届出書の写しを県 へ提出。 (第4条第3項による省略とは異 なるため、関係市町村の同意書 は必要ない)</p>
<p><第5条> 運行回数の削減</p>	<p>(県への申し出) ・ 停車回数が半減または停車回 数が10回未満となる停留所が 発生する場合、事前に申し出。</p>	<p>・ 停車回数が半減または停車回 数が10回未満となる停留所が 発生する場合の事前申出を省略。 →国へ提出した届出書の写しを県 へ提出。</p>
<p>新型インフルエンザ等対 策特別措置法に基づく知 事の要請・指示による路 線の休止等</p>	<p>—</p>	<p>・ 申し出は省略する。ただし、実 施しようとする路線の休止等の内 容を、事前に県へ報告すること。 (様式任意)</p>